

南相馬市みらい育成修学資金条例（素案）の概要について

本市の修学資金制度は、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し貸付ける「南相馬市育英資金貸付制度」、市立病院の医師の確保のために貸付ける「南相馬市立病院医師修学資金貸与制度」及び市内の看護師等確保のために貸付ける「南相馬市看護師等修学資金貸与制度」の3つの制度が現存する。

震災以降、人手不足の中で、特に保育需要に対応する保育士等の人材確保が困難な状況にあり、保育士等確保に向けた修学資金貸付制度を設け、対応する必要がある。

また、各種修学資金貸付制度は、制度を担当する課（教育総務課、健康づくり課、総合病院）が多岐になり、利用する市民にとっては分かりにくいという課題がある。

このことから、今般、育英修学資金貸付制度の見直しと新たに修学資金の給付制度を設けるとともに、新たに保育士等の人材確保を図るため「保育士等修学資金制度」を創設することに併せて、既存の貸付条例を一本化した「南相馬市みらい育成修学資金条例」を制定するものである。

なお、南相馬市立病院医師修学資金貸与制度は、市立病院の就労のみ対象とするものであることから、新設する条例から除くものである。

1 本市の育英・修学資金制度

(1) 現状

- ① 平成18年1月1日に「南相馬市育英資金貸付条例（旧小高町・旧鹿島町・旧原町市の各条例の規定を充たした）」を制定し、本市出身の学生又は生徒が経済的理由により修学が困難と認められる者に育英資金を貸付けし、教育の機会均等を図っている。（担当：教育総務課）
- ② 平成19年9月28日に「南相馬市立病院医師修学資金貸与条例」を制定し、将来市立病院に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図っている。（担当：市立総合病院）
- ③ 平成25年4月1日に「南相馬市看護師等修学資金貸与条例」を制定し、将来市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の確保を図っている。（担当：健康づくり課）

(2) 課題

【育英資金制度】

- ① 育英資金は、貸与型の奨学資金のため返還義務がある。大学等を卒業後経済的事情により奨学資金を返還したくても返還することができないものがある。
- ② 国は、平成 30 年度から給付型修学資金制度を創設し、これまで以上に進学を後押ししているが、所得要件に加え、各高校に枠を設定しているため、全国・県内自治体において、国の制度を補完する制度創設を行っている。

【保育士等の確保】

- ③ 平成 30 年 4 月 1 日時点の本市の待機児童は 64 人。待機児童の要因の一つとして、保育料等の無償化により預けやすい環境が整備された反面、保育の受け皿となる保育施設等側の保育士等の不足がある。
- ④ 市内の私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園では、近年、保育士及び幼稚園教諭の採用に苦慮しており、十分な採用数の確保に至っていない。

【修学資金制度の窓口】

- ⑤ 本市の育英資金・修学資金制度の現状に記載のとおり、各修学資金の受付等は各担当課が行っているため、市民に分りにくいものとなっている。

2 みらい育成修学資金条例（素案）の概要

(1) 育英資金貸付制度（拡充）

教育の機会均等を図るため、現行制度に育英資金の給付及び貸付金の返還一部免除制度を追加する。

(2) 保育士等修学資金貸付制度（新規）

市内の私立保育士等を確保するため、新たな貸付制度を創設する。

(3) 看護師等修学資金貸付制度（継続）

市内の看護師等を確保するため、現行の制度内容を継続する。

※ 修学資金制度の詳細は、別添資料のとおり

南相馬市みらい育成修学資金制度一覧

南相馬市修学資金制度				
制度名	①南相馬市育英資金制度		②南相馬市保育士等修学資金貸付制度(新規)	③南相馬市看護師等修学資金貸与制度(継続)
	修学資金給付制度(新規)	返還一部免除制度(拡充)		
目的	本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者の修学に対し、予算の範囲内で必要な資金を給付する。	若者の定住促進及び経済的負担の軽減を図る。	本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者の修学に対し、予算の範囲内で必要な資金を貸し付けする。	看護師、准看護師、保健師及び助産師を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。
対象の課程	大学	大学、短大、高専、専修学校、高校	保育士及び幼稚園教諭の養成施設等	看護師、准看護師、保健師及び助産師の養成施設
金額	月額40,000円	/	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②入学準備金の資金 40万円以内 ③就職準備金の資金 40万円以内 総額 200万円以内	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師の養成施設】 授業料相当の資金：月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金：月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 入学金として納める額
募集人数(年間)	3名(予定)	/	10名(予定) (H30年度は就職準備金のみ 5名(予定))	30名(ただし予算の範囲内とする)
成績要件	評定平均4.5以上	/	/	/
資格・条件	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者(分納納付誓約をしている者を除く) ⑤国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の給与を受けていない者	①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の貸付を受けた期間と同期間、市内に住所を有している者 ②市内に住所を有している間、就業している者 ③修学資金の返還を滞納していない者 ④市税を滞納していない者	①養成施設等に修学する者で、卒業後、直ちに市内の私立保育園等で勤務する意志のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付を受けていない者	①保護師、准看護師、保健師及び助産師の養成施設に在学していること ②養成施設を卒業後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思があること ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。
免除制度	/	①貸付を受けた期間に相当する期間、市内に居住後、返還未済額の1/2の返還を免除 ②看護師、保育士、介護福祉士については、貸付を受けた期間に相当する期間市内に居住後、返還未済額の全額を免除	保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、5年間保育士等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除	看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、そのあと直ちに指定医療機関において、貸与を受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除

※育英資金貸付制度と保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸与制度の併用は不可。

※修学資金給付制度、保育士等修学資金貸付制度の金額及び募集人数については、現時点での予定です。